

令和7年度は**全ての市町村を移住支援の対象に拡充!**  
 さらに就業する者への支援金について、転職者や新規学卒者に加え  
**林業への就業前に働いていない方も対象!**



# 信州の森で働きたい!

## 令和7年度 林業人材の確保・育成事業の概要

事業主や新規就業者の皆さんを応援します!

### 1 長野県の林業事業体等で働く方が対象となる支援

支援対象	支援内容	補助率等	申請期限	申請先	
移住を伴う新規就業者 【林業移住支援金】	転職者※1	※4 単身:60万円/人 世帯主:100万円/人 (子ども加算あり)	未定※5	林業労働力確保支援センター (UIJターン就業支援金は移住した市町村)	
	新規学卒者				県外の高等学校又は高等教育機関を卒業し、かつ、県外から移住を伴い林業に就業する者への支援金
	<b>拡充</b> ※2 上記以外の者				上記以外で、県外から移住を伴い林業に就業する者への支援金
新規就業者 【林業キャリアスタート支援】	転職者	10万円/人	未定	林業労働力確保支援センター (UIJターン就業支援金は移住した市町村)	
	新規学卒者				高等学校又は高等教育機関を卒業し林業に就業する者への支援金 (移住者への支援金との重複受領も可) ※在学中に緑の青年就業準備給付金事業等の給付を受けていた場合は対象外
	<b>拡充</b> 上記以外の者				上記以外で、初めて林業に就業する者への支援金
就業希望者・林業就業者	林業への就業や就業等の不安を先輩林業者や社会保険労務士等に相談する窓口	無料相談窓口	未定		
就業希望者・中途採用者	林業基本講座への参加 開催日:未定	講習会等の開催	申込:開催日の約1か月前から		

※1:住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上県外に居住かつ就労。住民票を移す直前に連続して1年以上県外に居住かつ就労。

※2:住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上県外に居住。住民票を移す直前に連続して1年以上県外に居住。

※3:移住先市町村等の要件によりUIJターン就業支援金の対象とならない場合は林業移住支援金で支給

※4:記載の支援金の額とUIJターン就業支援金の額に差額がある場合には、差額相当額を林業移住支援金で支給

※5:UIJターン就業・創業移住支援事業は移住する市町村が定める期限

※林業移住支援金を受けるには、就業先事業者が「マッチングサイト」に登録されていることが必要 (UIJターン就業支援金も同様)

【長野県移住支援金マッチングサイト】 <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/sangyo/rodo/koyo/matchingsite.html>

裏面もご覧ください

## 2 新たに造林事業を開始する林業事業者等 が対象となる支援

事業内容	補助率等	申請期限	申請先
造林事業等の林業の創業に必要な機械等の導入を支援	1/2以内	未定	信州の木活用課

## 3 全ての林業事業者等 が対象となる支援

事業内容	補助率等	申請期限	申請先
林業就業者を新たに雇用した場合に奨励金を交付 (前年度基準日の雇用者数(定年退職者数を除く)よりも増加した人数が対象、緑の雇用は対象外)	1/2以内 上限12万円/月 (最長3か月分)	未定	林業労働力確保支援センター
林業事業者が負担する新規就業者に係る特別教育(伐木)及び安全衛生教育(刈払機)の受講に要する経費を補助	定額(10分の10以内)	未定	
<b>拡充</b> 他産業との兼業や福祉との連携活動、 <b>就業前体験等の受入れ支援を拡充</b> インターンシップや林業就業前体験等の受入れに対する支援	5,500円/h(指導員一人当たり) (上限99,000円)	未定	
事業者ごとの課題にあわせた講義・研修の実施に対する支援	講義・研修の実施費用	未定	未定
圏域を越えた労働力の移動に必要な経費への補助 (交通費:1台/日、機械運搬:1往復/機種、有料道路使用料:1台/日等)	1/2以内	未定	未定

## 4 選定経営体等(意欲と能力のある林業経営者、育成経営体、認定事業主)の林業事業者等 が対象となる支援

事業内容	補助率等	申請期限	申請先
退職金共済制度の加入した経費を補助 (年間31日以上就労が見込まれる林業就業者を対象)	1/3以内	未定	林業労働力確保支援センター
蜂アレルギー検査受診経費、エピネフリン注射器購入経費、振動病特殊健診受診経費を補助 (年間31日以上就労が見込まれる林業就業者を対象)	1/3以内	未定	
<b>拡充</b> 衛生装備、保護衣、緊急通信用装置等の導入経費を補助 <b>毎年支援に拡充</b> (年間31日以上就労が見込まれる林業就業者を対象)	1/2以内 ※林業就業者数×1万円を上限	未定	

## 5 選定経営体以外の林業事業者等 が対象となる支援

事業内容	補助率等	申請期限	申請先
林業事業者が新たに雇用する林業就業者に対して必要となる資機材等を購入する経費を補助	上限額10万円/人	未定	林業労働力確保支援センター
<b>拡充</b> ①退職金共済加入経費、蜂アレルギー検査受診経費、 エピネフリン注射器購入経費又は振動病特殊健診受診経費を補助 ②衛生装備、保護衣、緊急通信用装備等を導入した経費 <b>毎年支援に拡充</b> ※①及び②をどちらも実施した場合に支援対象 (年間31日以上就労が見込まれる林業就業者を対象)	①1/3以内 ②1/2以内	未定	
新たな作業種に参入するために必要な資格取得を支援 ※緑の雇用で取得できる資格を対象	1/2以内	未定	

## 6 主伐・再造林を進めたい団体有林や林業事業者等 が対象となる支援

事業内容	補助率等	実施期間	申請先
主伐・再造林を進めていくために専門的な見地からの指導・助言・研修会等を支援	専門家の派遣・研修会の開催	未定	未定

## 7 長野県の林業で働くことを検討している方が対象となる支援

事業内容	補助率等	申請期限	申請先
<b>新規</b> インターンシップや就業前体験に伴う移動等(交通費、宿泊料)の費用を支援 (インターンシップに伴う公共交通機関等の移動経費及び宿泊費は「NAGANOインターンシップ補助金」を活用)	上限額:30,000円 (うち宿泊費上限:5,000円)	未定	林業労働力確保支援センター

【問い合わせ先】 長野県庁林務部信州の木活用課 担い手係

電話番号: 026-235-7274

メールアドレス: rin-ninaite@pref.nagano.lg.jp

長野県林業労働力確保支援センター  
(一般財団法人長野県林業労働財団)

電話番号: 026-225-6080

メールアドレス: shien2@nrinrou.net